スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:公益財団法人苫小牧市スポーツ協会]

[記載日:令和7年9月1日]

#### 【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B: 一部対応している C: 対応できていない

項目	対応状況	
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。		
(1) 法人格を有する団体は, 団体に適用される法令を遵守しているか。	А	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)		
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施		
行規則を遵守し、適切に事業運営を行っている。		
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等		
を遵守しているか。		
(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	Α	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)		
当協会定款、当法人に適用される関係法令、事業運営においては、苫小牧市各公共施設条例及		
び規則を遵守し、適切に事業運営を行っている。		
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整	А	
備しているか。		
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)		

(現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等)

定款に基づき、評議員15名、理事12名(会長1名、副会長3名、専務理事1名含む)、監事2名の体制で、理事会及び評議員会において計算書類及び事業報告の承認手続き、監事による監査を行っている。

### 原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 Α (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 定款に記載している組織の目的及び目的を達成するための事業について、ホームページで公表 している。「中期的な目標」「中長期基本計画策定」「財務の健全性確保のための計画策定」につ いては令和6年策定の「経営計画2024年度~2028年度」に基づき取り組んでいる 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 (1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコン Α プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 管理職が北海道スポーツ協会主催のコンプライアンス研修会に参加し、コンプライアンス教育 を行なっている。 (2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施している В か,又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況,今後改善に取り組む事項等) カバナンスコードに関する講演会を開催し、加盟団体にも参加を促す計画をしている。 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 (1) 財務・経理の処理を適切に行い,公正な会計原則を遵守しているか。 Α (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 内閣府公益認定等委員会によって設定された令和6年「公益法人会計基準」及び「会計基準運 用指針」及び当協会会計規程に基づき、適正に処理している。 (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、 Α ガイドライン等を遵守しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

苫小牧市補助金等交付規則及び公益財団法人苫小牧市スポーツ協会事業運営補助金交付要綱を 遵守し、適正に処理している。

#### (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

公益財団法人苫小牧市スポーツ協会会計規程に基づき、出納責任者(事務局長)を筆頭に出納 責任者職務代理者、資金前渡員、収入取扱員、固定資産管理責任者、物品管理責任者をそれぞ れ任命し、適正に処理を行っている。また一部の会計処理業務を税理士に委託することで、よ り適正な処理を行っている。

## 原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

定款に基づき、必要な書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、当協会 ホームページで開示している

#### (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

当協会ホームページに組織運営に係る情報を開示している他、ガバナンスコードの遵守状況に 関してホームページで開示している。

# 原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合,ガバナンスコード <NF 向け>の個別の規定についても,その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <NF 向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述)

#### 原則■について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

#### 原則■について

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	